

令和2年4月10日	
所 属	資産統括局税務管理部 資産税課 ・ 市民税課
所属長	飛山 慎司 ・ 中村 雅夫
電 話	06-6489-6262 ・ 6258

新型コロナウイルス感染症の拡大等による申告期限等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国税庁において申告期限・納付期限の延長が発表されたこと、また、納税義務者がやむをえず期限内に申告等を行うことができないことも想定されることから、本市の市税の申告期限等について次のとおり対応する。

1 個人市民税について

現在、個人市民税・県民税の申告期限を令和2年4月16日まで延長しているが、国税庁の確定申告に係る対応に合わせ、期限内に申告することが困難な場合には期限を区切らず、令和2年4月17日以降であっても受け付け、申告期限延長として取り扱う。

なお、個人市民税・県民税に係る納期（特別徴収は6月から翌年5月、普通徴収は6月、8月、10月、翌年1月）については変更しない。

2 法人市民税及び事業所税について

申告納付制度である法人市民税及び事業所税については、期限内に申告及び納付することが困難である場合には、期限を区切らず申告期限及び納期限を延長する。

3 納税義務者等への周知について

市ホームページ、市報等で周知を図ることとする。

以 上